

(令和3年4月23日)

## 緊急事態宣言再々発出を踏まえた新型コロナウイルス感染防止に関する

### 千代田区の基本方針

千代田区新型コロナウイルス感染症対策本部長決定  
3千政災危発第42号

千代田区は緊急事態宣言の再発出を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、下記の通り基本方針を策定しました。なお、基本方針については政府及び都や専門家会議の発表や感染状況を踏まえ、段階的に改訂します。

#### 1. 前提条件

令和2年4月に緊急事態宣言を発出した際は、新型コロナウイルスが未知のウイルスであったことなどから、人と人との接触を「最低7割、極力8割減らす」など社会・経済活動を幅広く制限した。その後、令和3年1月7日に緊急事態宣言が再発出された際には、飲食を伴う会合や、人の流れを抑える対策を限定的、集中的に行い、感染者数の減少に一定の効果が見られたため、令和3年3月21日に再び緊急事態宣言は解除された。

しかし、年度切り替わりに伴う会食の増加等の要因が重なり、感染が再び拡大したため、政府は令和3年4月12日から5月11日までの期間で東京都をまん延防止等重点措置区域に指定し、感染拡大防止を図ったが、感染力の強い変異株が流行し、休業要請・命令を含む、より強力な措置をとる必要があるとして、3度目の緊急事態宣言を発出することとなった。

更なる感染拡大を防ぐため、区では下記3点を前提条件とし、令和3年1月に発出された緊急事態宣言時の対策をより強化したうえで基本方針を定めるものである。

- (1) 区民及び職員が「自分を守る、家族を守る、大切な人を守る、社会を守る、感染しない、させないための行動」をとること。
- (2) 人流を抑えるため、イベントは原則中止、もしくは延期とする。特に、飲食を伴う会合や飲食につながるイベント等は実施しない。
- (3) 不要不急の外出、特に午後8時以降の外出は控えること。

#### 2. 区内教育施設等の対応

- (1) 小学校、中学校、中等教育学校
- (2) 幼稚園、こども園
- (3) 保育園
- (4) 学童クラブ
- (5) 児童館等

感染防止対策を徹底し、運営を継続する。ただし、感染状況に応じて、対面での指導に加え家庭でのオンライン学習等を行うなどの対応をとる。

### 3. 区有施設の利用や貸出し

原則、緊急事態宣言が解除されるまで休止とする。

### 4. イベントや事業の考え方

原則、中止もしくは延期とする。ただし、真に開催せざるをえない理由があるものについては、オンライン開催、無観客での開催等、人流を徹底的に抑える対策をとったうえで開催を検討する。なお、開催制限については、国の取扱いに準じて継続する。

### 5. 区役所の窓口業務

下記取組みを継続する。

#### (1) 総合窓口業務

平日の8:30から17:00までの取り扱いとし、土曜日の窓口業務は休止。

#### (2) 出張所窓口業務

平日の8:30から17:00までの取り扱いとし、水曜日に実施していた夜間延長は休止。

### 6. 会議設定

原則、書面開催もしくはオンライン開催とする。やむを得ず開催する場合は、適切な感染予防対策を施したうえで、最小限の時間及び出席者で実施することとする。

### 7. 職員体制

感染拡大防止のため、時差出勤や週休日の振替など、対人接触を減らす等の取組みを継続する。